

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

元城環第 136 号  
令和元年7月26日  
(2019年)

住所 京都市伏見区南寝小屋町91番地  
氏名 安田産業株式会社  
代表取締役 安田 奉春 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

城陽市長 奥田 敏晴



- 許可の年月日 令和元年7月26日  
(2019年)
- 許可番号 城陽市一廃許可収運第26号
- 許可期間 令和元年(2019年)9月1日～令和3年(2021年)8月31日
- 事業の範囲  
事業の区分 収集運搬業(積替え・保管を除く。)  
一般廃棄物の種類 家庭系一般廃棄物  
(可燃性の物、粗大ごみ類・不燃性の物、資源化物  
(剪定枝))  
事業系一般廃棄物  
(可燃性の物、粗大ごみ類・不燃性の物、資源化物  
(剪定枝))
- 業務区域 城陽市  
(宇治市、久御山町、宇治田原町、井手町からの  
運搬は、クリーン21長谷山への可燃性の物、資  
源化物(剪定枝)及びリサイクルセンター長谷山  
への粗大ごみ類・不燃性の物の積卸しのみに限  
る。)
- 許可に係る確認事項 「一般廃棄物収集運搬業許可に係る確認事項」の  
とおり(別紙)